

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
20. 火薬類の廃棄に係る許可申請		火 薬 類 取 締 法 第 27 条 第 1 項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類を廃棄しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。 火薬類の廃棄の場所、日時、数量又は方法が適当で、その廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識経験が十分であり、かつ、その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。 			
4. 関係条文			
法	第27条の2 廃棄の技術上の基準	施行令	第 65 条 廃棄の許可申請 第 66 条 廃棄に関する技術上の基準 第 67 条
		施行規則	市細則
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
		7 日	3 部
8. 告示又は通知			
<ul style="list-style-type: none"> 不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示（平成19年10月24日 経済産業省告示第269号） 火薬類取締法施行規則例示基準（廃棄）（令和元年12月23日 20191203保局第1号） 			
9. 審査する事項			
火薬類の廃棄の場所、日時、数量又は方法等が適当で、その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないか審査します。			
廃棄に関する技術上の基準 -----			
1. 規則第66条及び第67条に規定する火薬類の廃棄に関する技術上の基準 2. その他			